

令和3年度
国に対する提案

概要版

令和2年5月

岡山県

令和3年度 国に対する提案事項

【提案事項数】

分 野	新 規	一部新規	継 続	計
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興	0	2	5	7
地方分権改革の推進	0	1	1	2
教育県岡山の復活	0	1	0	1
地域を支える産業の振興	2	2	6	10
安心して豊かさが実感できる地域の創造	0	7	20	27
計	2	13	32	47

※「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

※「制度・予算別」の欄は提案内容が制度創設・拡充等を求めるものと予算措置を求めるものを表す。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援	予算	総務・県生
	2 被災者支援の円滑な実施	制度・予算	県生・保福
	3 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援	予算	教育委員会
一部新	4 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進	予算	土 木 部
	5 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	制度・予算	直・農・土
	6 災害対策用装備資機材の整備充実	予算	警察本部
	7 文教関係施設及び設備の整備	制度・予算	教育委員会

地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	8 地方分権改革の推進	制度・予算	総政・産労
	9 地方税財源の充実強化	制度・予算	総 務 部

教育県岡山の復活

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	10 教育の振興	制度・予算	教育委員会

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	11 水島港の整備促進	予算	土 木 部
一部新	12 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進	予算	土 木 部

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
	13 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備	予算	土 木 部
	14 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化	予算	農林水産部
	15 森林整備法人に対する支援の充実	制度・予算	農林水産部
	16 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	制度・予算	環文・農水
	17 酪農担い手育成機関への支援	制度	農林水産部
新 規	18 家畜保健衛生所の機能高度化への支援	制度・予算	農林水産部
新 規	19 産地を支える農業水利施設の機能保全対策の充実	制度	農林水産部
	20 社会資本整備の推進	予算	農水・土木

安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	21 医療提供体制の充実	制度・予算	保健福祉部
	22 高齢者支援対策の推進	制度・予算	保健福祉部
	23 子宮頸がん予防	制度	保健福祉部
一部新	24 受動喫煙防止対策の強化	制度	保健福祉部
	25 福祉・介護人材の確保	制度・予算	保健福祉部
	26 就労継続支援A型事業所の健全な発展	制度	保健福祉部
	27 ハンセン病問題対策の推進	制度	保健福祉部
	28 少子化対策・子育て支援の推進	制度・予算	保健福祉部
一部新	29 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	制度・予算	保健福祉部
	30 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保	制度	知 事 直 轄
	31 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	予算	県民生活部
	32 電源三法交付金の交付延長	予算	県・環・産
	33 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進	予算	農林水産部
一部新	34 治水及び高潮・津波対策事業の推進	予算	土 木 部
	35 「命を守る」土砂災害防止対策の推進	予算	土 木 部
	36 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進	予算	土 木 部
	37 水道施設の耐震化の推進	制度・予算	保健福祉部
	38 警察基盤の整備充実	予算	警 察 本 部
	39 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	制度・予算	県民生活部
	40 中山間・離島地域等の活力創出	制度・予算	県民生活部
	41 フロン排出抑制対策の推進	制度	環境文化部
一部新	42 環境保全対策の推進	制度	環境文化部
一部新	43 花粉発生源対策の推進	制度・予算	農林水産部
	44 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	制度・予算	環文・土木
	45 ヒアリ等特定外来生物対策の推進	制度・予算	環境文化部
一部新	46 廃棄物の適正処理	制度・予算	環境文化部
	47 海ごみ対策の推進	制度・予算	環文・農水

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興

新・継別	令和 3 年度 提案事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>1 平成 30 年 7 月豪雨に係る特別な財政支援</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨による河川の決壊などにより、これまでに経験したことのない規模の被害が生じた本県では、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、総額 1,380 億円を超える予算を編成し、被災者の生活とくらしの再建や河川などの公共施設等の復旧など、1 日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>また、県内市町村においても、総額 1,050 億円を超える予算を編成し、住宅再建支援や公共土木、農地・農業用施設の復旧、被災者の見守り相談支援など、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>引き続き、復旧・復興に必要な行政需要に全力で応えられるよう、十分な規模の財源及び中長期的な財政支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講じること。</p>	財務省ほか 関係省庁	総務部 県民生活部
一部新	<p>2 被災者支援の円滑な実施</p> <p>(1) 災害救助法における被災住宅の応急修理や生活必需品等のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げること。</p> <p>(2) 被災者への見守り・相談支援については、被災者の一日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、その必要額について令和 3 年度においても引き続き現行の補助率を維持した上で、財政措置を行うこと。</p> <p>また、応急仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、被災地における心のケアを中長期的に実施していく必要があることから、被災地心のケア事業費補助金を継続するとともに、補助率の嵩上げ（復元）を図ること。</p> <p>新(3) 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、被災後 2 年度分に限られている当該特例措置の適用期間を、被災地の実情に合わせて延長すること。</p>	内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省	県民生活部 保健福祉部
	<p>3 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援</p> <p>(1) 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配拡充を継続して行うこと。</p> <p>(2) 被災した児童生徒の心のケア等のため、心理検査に係る財政措置を講じること。</p>	文部科学省	教育委員会

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>4 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進</p> <p>本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成30年7月豪雨災害や気候変動に伴う水害・土砂災害の頻発・激甚化を受け、県民の関心が高まっている水害対策・土砂災害防止対策の推進について必要な予算措置を講じ、県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強力に推進すること。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も防災・減災対策に必要な財源を確保すること。</p> <p>(1) 水害対策の推進</p> <p>① 直轄河川事業の強力な推進</p> <p>令和5年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。</p> <p>② 県管理河川の整備に必要な予算の確保</p> <p>平成30年7月豪雨災害や気候変動に伴い頻発・激甚化する浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 土砂災害防止対策の推進</p> <p>砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p>5 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化</p> <p>(1) 市町村が、統一的な基準により作成したハザードマップにより、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、国の技術的助言と財政支援のさらなる充実を図ること。</p> <p>新(2) 大幅に増加した防災重点ため池について、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策や監視・管理体制の強化を着実に進められるよう、ハザードマップの作成などソフト対策の現在の助成制度を令和3年度以降も継続すること。</p> <p>(3) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務付けられるよう法令の改正を行うこと。</p> <p>(4) 全国の地方自治体が、災害対応のために各々で開発、運用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等について、国が主導して全国統一システムを導入すること。</p> <p>(5) 地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成、充実・強化につながる取組を国として一層推進すること。また、地方自治体の自助・共助の取組への支援制度を充実させるとともに、継続的な支援を行うこと。</p>	内閣府 消防庁 農林水産省 国土交通省	知事直轄 農林水産部 土木部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>6 災害対策用装備資機材の整備充実</p> <p>(1) 災害対策用車両等の整備充実 大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両及びレスキューボートの整備充実を図ること。</p> <p>(2) 信号機電源付加装置等の整備充実 災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。</p>	警察庁	警察本部
	<p>7 文教関係施設及び設備の整備</p> <p>公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレや空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げ</p> <p>② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備も小中学校等と同様に補助対象化</p>	文部科学省	教育委員会

地方分権改革の推進

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>8 地方分権改革の推進</p> <p>(1) 地方分権改革の推進 地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。</p> <p>(2) 過度な東京一極集中の是正 「自立」した個性と魅力あふれる豊かな地域づくりを進め地方創生を実現するためには、引き続き、「活力ある地域社会の実現」と、「東京圏への一極集中の是正」を共に進めていく必要がある。</p> <p>また、過度な東京一極集中の状態では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関や企業本社機能の地方移転などをはじめ、東京一極集中の是正に向けた取組をさらに強化すること。</p>	内閣官房 内閣府 農林水産省	総合政策局 産業労働部

新・種別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築 農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。 特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。</p>		
	<p>9 地方税財源の充実強化</p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少対策、防災・減災事業や公共施設等の老朽化対策をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。 その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。 また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革により捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。</p> <p>② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を一層図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。</p> <p>(2) 社会保障の安定財源確保 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、団塊の世代が75歳に入り始める前の2019年度から2021年度の3カ年が、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付けられたが、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。</p> <p>(3) 地方創生の推進のための財源確保等 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。 併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 財務省</p>	<p>総務部</p>

教育県岡山の復活

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div>	<p>10 教育の振興</p> <p>(1) きめ細かな教育の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配の拡充を図るとともに、小学校における教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充や基礎定数の改善を図ること。 ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。 ③ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。 ④ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。 <p>新(2) 学校ICT環境の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「児童生徒1人1台端末」の実現に向け、義務教育段階の全ての児童生徒への確実な端末整備を推進するとともに、インターネット接続環境整備に係る十分な財政措置を講じること。また、将来見込まれる端末等の更新や学習用ソフトウェア等の充実に必要な財政措置を行うこと。 ② 児童生徒の情報活用能力の育成に対応するための教員養成や教員免許等の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実などを推進すること。 <p>(3) 学校における働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校現場の働き方改革を推進するための定数改善を図るとともに、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。 ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。 ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。 <p>(4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進</p> <p>新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>教育委員会</p>

新・総別	令和 3 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>(5) 高等学校教育の充実</p> <p>新 ① 技術革新や社会情勢の変化に対応できる人材の育成に向け、専門高校における産業教育施設・設備の計画的な整備・更新に必要な財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p>② 平成 30 年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。</p> <p>(6) インターネットに対する依存への対応 インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。</p>		

地域を支える産業の振興

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>11 水島港の整備促進</p> <p>(1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進 水島地区と玉島地区の企業間連携に必要となる港湾施設の整備を促進すること。</p> <p>新 (2) 水島港に係る航路の整備促進 玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、浚渫土砂受入のための補助事業予算を確保すること。また、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p>12 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進</p> <p>中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する地域高規格道路や直轄国道の整備の推進を図ること。</p> <p>(1) 地域高規格道路</p> <p>① 倉敷福山道路（国直轄・県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進 ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進 ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化 ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保 <p>② 空港津山道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道53号津山南道路の整備促進 ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化 <p>③ 岡山環状道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進 <p>④ 美作岡山道路（県・岡山市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英田IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保 <p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉井IC～英田IC間の令和3年度新規事業採択 ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保 <p>(2) 直轄国道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号（岡山市南区古新田～倉敷市新田）の早期事業化 <p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道180号岡山西バイパス（岡山市北区西長瀬～檜津）の整備促進 ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進 	国土交通省	土木部

新・総別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>13 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備</p> <p>(1) 全線4車線化 中国横断自動車道岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までを最短で結ぶ基幹的な南北軸を構築し、中四国の連携強化に重要な役割を担う路線であり、安全性や定時性、ネットワークの代替性の確保の観点からも、「優先整備区間」である賀陽IC～有漢IC間、蒜山IC～米子IC間の4車線化を早期に実現すること。</p> <p>(2) 付加車線の早期整備 事業中の付加車線は、安全かつ円滑な交通確保や大規模災害時の早期復旧に大きな効果が期待されることから、早期整備を図ること。</p>	国土交通省	土木部
	<p>14 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化</p> <p>海外で人気の高い日本農産物の優良品種やそのブランドなど、知的財産の保護について、地方公共団体や民間の取組を引き続き積極的に支援すること。</p> <p>特に、育成者権の取得には相当な費用と期間を要することから、予算の安定的な確保に努めること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>15 森林整備法人に対する支援の充実</p> <p>森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。</p> <p>(2) 森林整備補助制度の拡充 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。</p>	林野庁	農林水産部
	<p>16 鳥獣被害防止対策等の充実・強化</p> <p>(1) 農林水産物に対する鳥獣害防止対策の推進 鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。</p> <p>① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算の確保</p> <p>② 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進</p> <p>(2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価 東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。</p>	農林水産省 環境省	環境文化部 農林水産部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>17 酪農担い手育成機関への支援 全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている公益財団法人中国四国酪農大学校が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。</p>	農林水産省	農林水産部
新規	<p>18 家畜保健衛生所の機能高度化への支援 CSF（豚熱）のまん延防止やASF（アフリカ豚熱）等の侵入防止等の対策の強化に向け、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を充実するとともに必要な予算の安定的な確保に努めること。</p>	農林水産省	農林水産部
新規	<p>19 産地を支える農業水利施設の機能保全対策の充実 本県を代表する桃やマスカット・ピオーネ等、県産農産物の産地を支える農業水利施設を今後も適切に管理し、本県農業の持続的発展を図るため、機能保全対策の際に、産地の状況に合わせたきめ細かな施設の集約・再編が実施できるよう要件を緩和すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>20 社会資本整備の推進 県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。 また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も必要な予算を確保すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備 ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備 ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備 ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備 ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援 ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備 ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備 ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備 ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備 ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備 ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進 	内閣府 財務省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部

安心で豊かさが実感できる地域の創造

新・総別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
<p>一部新</p>	<p>21 医療提供体制の充実</p> <p>(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。 また、地域医療構想の一層の推進を図るため、基金の財源に充当する資金のうち国の負担割合を拡大すること。【新】</p> <p>(2) 医療施設の耐震化の促進 医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。</p> <p>【新】(3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定 2021年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするために不断の見直しを行うとともに、その実施に当たっては、地域医療確保のために弾力的な運用が可能となるものとする。</p> <p>【新】(4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定 臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、各臨床研修病院に配分した募集定員の合計が国の定めた上限に達しない県がある場合、その差分を募集定員を必要とする県に対して、協議により当該定員の移行を可能とすること。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
	<p>22 高齢者支援対策の推進</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。 なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
	<p>23 子宮頸がん予防</p> <p>子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進とともに、エビデンスに基づくHPVワクチンに関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的である。 国においては、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、エビデンスに基づいた適切な情報を対象者等に確実に届けることができる効果的な方法を示すなど、都道府県や市町村の取組に対する専門的・技術的支援を行うこと。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>24 受動喫煙防止対策の強化</p> <p>望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）について、その内容について理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図ること。</p> <p>また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、施行後の実態を把握し、適用が進むよう必要な検討を行うこと。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>25 福祉・介護人材の確保</p> <p>福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。</p> <p>特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。</p>	内閣官房 厚生労働省	保健福祉部
	<p>26 就労継続支援A型事業所の健全な発展</p> <p>就労継続支援A型事業所が、制度の理念や趣旨に沿い、障害のある人の就労機会のある場として、また一般就労へのステップの場として健全に運営されるよう、現場の課題を踏まえた制度の見直しを行うこと。</p> <p>(1) 経営改善に意欲的に取り組む事業所には、課題等に応じた改善策が着実に実行されるよう、補助事業の充実等を行うこと。</p> <p>また、事業所の生産活動（収支状況）に対する報酬上の評価を段階的に採り入れるなど、利用者保護に配慮しつつ、事業者の主体的な取組を促す仕組みを検討すること。</p> <p>(2) 事業所に配置する「職業指導員」に関し、利用者個々の障害特性に応じた訓練等が適切に行えるよう、就労支援に資する研修を修了するなど、一定の研鑽を積んだ者の配置を必須とすること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>27 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>ハンセン病患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実を努めること。</p> <p>また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>28 少子化対策・子育て支援の推進</p> <p>(1) 少子化対策の推進 少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、予算の増額や補助率の引上げとともに、子育て支援に係る施策等について、複数年度にわたる取組への支援をより充実するなど、柔軟に対応できる交付金とすること。</p> <p>(2) 保育士の処遇改善等の推進</p> <p>① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。</p> <p>② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。</p> <p>③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
一部新	<p>29 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進</p> <p>(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築 離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であることから、共同親権の在り方の議論を進め、離婚時における養育費の取決めの義務化や養育費の不払いに対する公的機関の関与など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。</p> <p>新(2) 児童虐待防止に向けた体制強化</p> <p>① 市町村子ども家庭総合支援拠点の体制拡充 市町村が地域で必要な相談援助を十分に行うため、実情に応じた職員配置により体制拡充が図れるよう、必要な財源措置を講じること。</p> <p>② 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し 児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加することから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。</p> <p>新(3) 里親等委託の推進</p> <p>① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。</p> <p>② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。</p> <p>(4) 児童養護施設等の機能強化</p> <p>新 ① 児童養護施設等の小規模化・地域分散化に伴い、地域小規模施設等を一元的にサポートし人材育成を担う専任職員の配置加算を創設すること。</p>	内閣府 法務省 厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>新 ② 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。</p> <p>③ 児童保護措置費の教育費について、スポーツや文化的活動に要する費用も対象とすること。</p> <p>新 ④ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。</p>		
	<p>30 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保</p> <p>防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。</p>	防衛省	知事直轄
	<p>31 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進</p> <p>多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>32 電源三法交付金の交付延長</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。</p>	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
	<p>33 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進</p> <p>(1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。</p> <p>(2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p>	農林水産省	農林水産部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div>	<p>34 治水及び高潮・津波対策事業の推進</p> <p>平成30年7月豪雨により高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川、旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害がもたらされた。このたびの災害や気候変動に伴う水害の頻発・激甚化を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も防災・減災対策に必要な財源を確保すること。</p> <p>(1) 直轄管理区間の改修等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高梁川水系小田川合流点付替え事業等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新</div>・ 旭川中上流ダム再生事業 ・ 高潮対策事業等の推進 ・ 適切な維持管理の実施 <p>(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保</p>	国土交通省	土木部
	<p>35 「命を守る」土砂災害防止対策の推進</p> <p>県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の頻発・激甚化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業について、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部
	<p>36 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進</p> <p>南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。</p> <p>(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策</p> <p>堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための予算を確保すること。</p> <p>(2) 道路の防災対策</p> <p>緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための予算を確保すること。</p> <p>(3) 下水道の耐震化</p> <p>災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部

新・総別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>37 水道施設の耐震化の推進 水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>38 警察基盤の整備充実</p> <p>(1) 治安対策用装備資機材の整備充実 現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材の充実を図ること。</p> <p>(2) 安全で快適な道路交通環境の実現 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。</p>	警察庁	警察本部
	<p>39 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保 バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。</p> <p>(1) 地域公共交通の維持・確保 バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、制度の改正も含め、必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 離島航路の維持 離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。 特に、井原鉄道は高架橋等が多いことから、耐震補強経費に対する財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(4) JR在来線の利用促進 JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。</p>	総務省 国土交通省	県民生活部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>40 中山間・離島地域等の活力創出</p> <p>(1) 中山間地域等の活力創出 過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。 また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。</p> <p>(2) 新たな過疎対策に係る法律の制定 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効することから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定すること。 新たな法律の制定にあたっては、過疎地域などの条件不利地域の置かれた厳しい状況を踏まえ、地域の将来を見据えたものとなるよう地域指定要件を見直すとともに、過疎対策事業債等の制度を維持し、対象事業の拡大など、更なる支援の拡充を図ること。</p> <p>(3) 離島振興対策の推進 豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>41 フロン排出抑制対策の推進</p> <p>フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。</p> <p>① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設</p> <p>② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設</p> <p>③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者等に対する立入検査や指導等の権限の移譲</p>	経済産業省 環境省	環境文化部
一部新	<p>42 環境保全対策の推進</p> <p>(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の充実</p> <p>① 固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実を十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。</p> <p>新 ② PM_{2.5}の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら等の野焼きによる環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁と連携して効果的な取組を行うこと。</p> <p>(2) アスベスト対策の充実</p> <p>① 解体等工事現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度基準）を早急に設定するとともに、迅速で安価な分析方法や安全な除去方法を開発・普及すること。</p> <p>新 ② 改正大気汚染防止法の施行に当たっては、事前調査結果の報告方法の簡素化や当該報告に係る立入検査等のマニュアル化など、行政・事業者の負担の軽減を図るとともに、必要な財政措置を講じること。</p>	環境省	環境文化部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>43 花粉発生源対策の推進</p> <p>花粉症は、国民の3割が罹患していると言われ、社会的・経済的に大きな影響が出ていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。</p> <p>① 都道府県に配布する採種園用苗木の安定的な供給体制の整備</p> <p>新 ② 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の開発</p> <p>新 ③ スギ同様、ヒノキについての目標値の設定</p> <p>④ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の充実強化</p>	林野庁	農林水産部
	<p>44 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進</p> <p>(1) 生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。</p> <p>② 合併処理浄化槽整備事業に係る単独処理浄化槽撤去費助成制度の拡充を図ること。</p> <p>(2) 児島湖浄化対策の推進</p> <p>① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。</p> <p>② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について柔軟かつ積極的に対応すること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部 土木部
	<p>45 ヒアリ等特定外来生物対策の推進</p> <p>(1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施</p> <p>① 特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。</p> <p>② 地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築するとともに、地方が行う侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 海外対策等</p> <p>① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。</p> <p>② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。</p>	農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部

新・継別	令和3年度提案事項	提案先省庁	県部局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>46 廃棄物の適正処理</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等</p> <p>① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。</p> <p>② 不適正な処理につながる有害使用済機器等の回収や保管・処分について、実効ある指導・取締りができるよう、規制対象の判断基準の明確化や制度の拡充を行うこと。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理</p> <p>① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。</p> <p>② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。</p> <p>③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</div> <p>④ 特例処分期限後に存在が判明した高濃度PCB廃棄物について、具体的な処理方針を早期に示すこと。</p> <p>(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置</p> <p>① 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</div> <p>② ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化の推進に資する施設の整備等について、交付対象とすること。</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
	<p>47 海ごみ対策の推進</p> <p>(1) 海ごみ回収・処理のルールづくり 漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。</p> <p>(2) 海ごみ対策への財源確保</p> <p>① 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。</p> <p>② 災害等に伴って発生する漂流ごみや海底ごみ等を緊急的に回収する漁業者等への支援制度を創設すること。</p>	<p>水産庁 環境省</p>	<p>環境文化部 農林水産部</p>

令和2年度 国に対する提案 措置状況

区分	提案事項	R3提案
措置 【2項目】 (4%)	<p>5 災害廃棄物の処理等 35 電源三法交付金の交付延長</p>	— 継続
一部措置 【42項目】 (82%)	<p>1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援 2 復旧・復興に必要な人材の派遣等 3 被災者支援の円滑な実施 4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援 6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進 7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援 8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化 9 災害対策用装備資機材の整備充実 10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化 12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援 13 地方分権改革の推進 14 地方税財源の充実強化 15 教育の振興 16 水島港の整備促進 17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進 18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備 19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化 20 森林整備法人に対する支援の充実 21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化 23 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進 24 社会資本整備の推進 25 医療提供体制の充実 27 子宮頸がん予防 28 受動喫煙防止対策の強化 29 福祉・介護人材の確保 31 ハンセン病問題対策の推進 32 少子化対策・子育て支援の推進 34 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進 36 国営造成施設の安全性と施設機能の確保 37 治水及び高潮・津波対策事業の推進 38 「命を守る」土砂災害防止対策の推進 39 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進 40 水道施設の耐震化の推進 41 警察基盤の整備充実 42 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保 44 中山間・離島地域等の活力創出 46 環境保全対策の推進</p>	<p>継続 — 継続 継続 継続 — 継続 継続 — — 継続 継続 継続 継続 継続 継続 — 継続 継続 継続 — 継続</p>

	47 花粉発生源対策の推進 48 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進 49 ヒアリ等の対策の推進 50 廃棄物の適正処理 51 海ごみ対策の推進	継続 継続 継続 継続 継続
未措置 【7項目】 (14%)	11 文教関係施設及び設備の整備 22 酪農担い手育成機関への支援 26 高齢者支援対策の推進 30 就労継続支援A型事業所の健全な発展 33 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保 43 宇高航路存続への支援 45 フロン排出抑制対策の推進	継続 継続 継続 継続 継続 — 継続
【51項目】		

※ゴシック体は R3 提案を行わない項目